

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第9回）に向けた 事業者ヒアリング事項への回答

ソフトバンク株式会社
2022/09/16



検討事項（１）について

検討事項	ご質問	ソフトバンク回答
<p>1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化</p> <p>【卸契約であることを特定した契約】</p> <p>① 提供先が番号認定を受けていることの確認</p> <p>② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意</p> <p>【卸契約であることを特定しない契約】</p> <p>③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請</p>	<p>1) - 1 ①～③について、現時点で、どのような対応を行うことを想定しているか。</p>	<p>①卸契約時に提供先が認定者リストに掲載されているか確認を行います。認定者リストへの掲載が確認出来ない場合は、宣誓書等の提出を求める想定です。</p> <p>②契約書等、書面上で行う想定です。</p> <p>③利用契約書や約款契約等に当該要請を含める想定です。ただし、他人の通信を媒介することに制限をしているサービスもあるため、それらについては既に対応できているものと考えます。</p>
	<p>1) - 2 上記の対応について、契約書（または契約約款）の条項の追加または契約に紐付く書類の追加による対応ではない場合、こういった理由に基づくものか。</p>	<p>—</p>
	<p>1) - 3 契約書（または契約約款）のモデル条項や追加書類の総務省フォーマットの作成の必要性の有無及びその理由について伺いたい。</p>	<p>約款や契約書の文言統一が困難な場合も考えられますが、標準的な文言例（見本）があるとよいと考えます。</p>

検討事項	ご質問	ソフトバンク回答
2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であることの利用者への注意喚起方法	2) - 1 効果的な注意喚起方法に関する提案があれば伺いたい。	事業者が注意喚起を行う場合、必要な対応を提供先（卸先・利用者）自らが確認可能な共通資料や注意喚起案内文を総務省殿に作成いただき、それを利用者にご案内する方法が考えられます。総務省殿やTCA殿より広く注意喚起いただく場合にも共通して使用可能なものが好ましいと考えます。
	2) - 2 注意喚起に関して、各社統一的な対応を行うことについて意見があれば伺いたい。	他人の通信を媒介することに制限をしているサービス等もあることから、全ての利用者に注意喚起することが適さない場合もあるため、案内文等は共通のものを作成いただくとしても、注意喚起対象は各事業者判断とさせていただきたいです。

検討事項（３）（４）について

検討事項	ご質問	ソフトバンク回答
3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度	3) - 1 認定者リスト公表にあたり、今回の改正で報告規則に記載している、 ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称 ・当該電気通信事業者の法人番号 ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号 ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別 に加えて、公表すべき事項があれば理由（特に不正利用防止の観点）とともに伺いたい。	左記4点があれば確認可能と考えています。
	3) - 2 認定者リストについては提供先への確認の際への照合で使うことが想定されるが、どの程度での頻度の更新が望ましいと考えられるか。	認定者リストで照合できない場合は、卸先に宣誓書を提出してもらって運用を考えておりますので、高頻度の更新は特に求めておりません。また、契約後、認定者リストを常に監視することは運用上困難です。契約後に卸先事業者の番号認定が取り消された場合、速やかに卸元事業者がその事実を把握することは難しいと考えており、その場合に卸元事業者者にペナルティが課されないよう配慮をお願いします。
4) 既存契約に対する対応	4) - 1 連絡会で示した「既存契約に対する提供ルールの適用の基本的な考え方（案）」について、意見があれば伺いたい。	特にございませぬ。

EOF